

食品トレーサビリティについて

平成 2 7 年 1 0 月

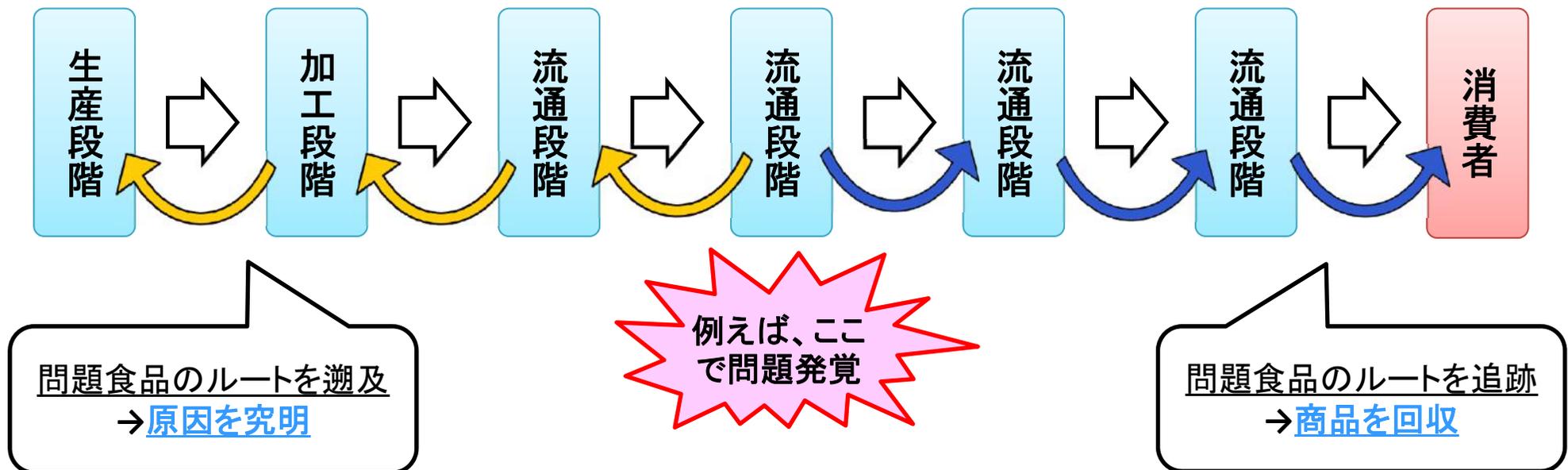
農林水産省

目次

	頁
1 食品トレーサビリティについて	
(1) 食品トレーサビリティの定義	1
(2) 食品トレーサビリティが必要な理由	2
(3) 農林水産省の食品トレーサビリティ業務	3
(3) 食品トレーサビリティ制度	5
(4) 食品事業者の食品トレーサビリティの取組内容	6
2 食品トレーサビリティの取組状況について	
(1) 流通加工業者の取組状況	7
(2) 生産者の取組状況	8
3 食品トレーサビリティの取組の拡大について	
(1) 食品トレーサビリティの位置付け	9
(2) 食品トレーサビリティの取組の促進方策	10
(3) 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」について ...	11
(4) 食品トレーサビリティ関係資料の紹介	12

食品トレーサビリティの定義

- 国際的には、**食品のトレーサビリティ**は、「生産、加工及び流通の特定の**一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握すること**」と定義されています(コーデックス委員会)。
- 具体的には、食品の移動ルート**を把握できるように、生産、加工、流通等の各段階で商品**の入荷と出荷に関する記録を作成・保存**しておくこと**です。
- 食品事故等の問題があったときに、**食品の移動ルートを書類等で特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組み**です。



(注) 食品のトレーサビリティの取組は、消費者の食品選択に役立つよう、**食品をどのように生産・製造したか**(例: 農薬・肥料・飼料等の使用状況、原材料の原産地名などの情報) **を表示等で情報提供する取組とは異なります。**

食品トレーサビリティが必要な理由

食品事故！

メーカーから、「あるロットを回収してほしい！」との依頼。

しかし、そのロットをどこに販売したかわからないので、数十か所の販売先すべてに、回収を依頼せざるをえない。

問題発生！

「一部の商品に、アレルギー物質であるそば粉が混入したおそれ。取引先に連絡して、製品の回収をしなければ。」

しかし、どの範囲の製品に問題があるのか特定できないため、全量回収せざるをえず、代替品も用意できない。

クレーム！

小売店から、「鮮度が悪い！」とのクレーム。

しかし、本当に自社がその商品を買ったのか疑問。もっと以前に買ったものかもしれない。

問い合わせ！

「外食から帰ったら、子どもの様子がおかしい。アレルギー物質である乳製品が使用されていたのでは…」と消費者から問い合わせ。厨房では乳製品は使用していないが、食材として使った加工食品の原材料に乳製品が含まれていたのかもしれない。

これらは他人事ではありません！

トレーサビリティに取り組んでいたら…

『回収の必要なロットだけを回収できます！』

回収を依頼する販売先を絞り込めるので、関係のない販売先に迷惑をかけずに済みます。回収を依頼する自社の負担も減ります。

『迅速な対応ができ、取引先からの信頼を維持できます！』

問題のある製品を迅速に回収するとともに、代替品を直ちに届けることができます。このことにより、取引先からの信頼を維持できます。

『遡って調べられます！』

本当に自社が買ったものか、いつ買ったものかを判断できます。自社が買ったものであれば、自社の記録の確認や産地への連絡により、原因究明することで、責任の所在を調べられます。

『乳製品を使用した加工食品かどうかをすぐに確認することができます！』

記録を確認し、仕入業者に加工食品の原材料の照会ができるので、消費者に対し適切な回答ができる。このことにより、消費者からの信頼を維持できます。

農林水産省の食品トレーサビリティ業務

平成12年 農林水産省で食品トレーサビリティに取り組む

EUのトレーサビリティの導入の動きを踏まえ、農林水産省で食品トレーサビリティ業務を行うこととなりました。

※EUのトレーサビリティ導入の動き

- 1990年 GMOの環境への意図的放出に関して、表示や包装で明記した場合のみGMOを含む製品が市場に出るよう加盟国は必要な措置を執らなければならない旨規定されました。
- 1999年 環境相理事会で「GMOの認可手続や表示・トレーサビリティに関する新たな規制の枠組みが導入されない限り、新たなGMOの認可を凍結する」との宣言しました。
- 2001年 GMOの流通における義務表示及び情報の伝達を規定しました。

平成14年 「食と農の再生プラン」を公表

BSE問題(2001年)や食品の偽装表示問題等、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化したことから、食品安全の確保のため、農林水産政策の抜本的な改革を進める上での設計図として「食と農の再生プラン」を公表しました。

このプランの1つに「農場から食卓まで生産情報を届けるトレーサビリティシステムの導入」がありました。

※農林水産省における当初の食品トレーサビリティの取組は、消費者が生産等の履歴が把握できるよう、商品に二次元コードを貼付し、消費者に情報を提供する食品事業者の任意の取組でした。

農林水産省の食品トレーサビリティ業務(その2)

平成15年 「食の安全・安心のための政策大綱」を公表

農林水産省は、消費者保護を最優先した一元的なリスク管理を行えるよう消費・安全局を設置し、新しい食品安全行政に取り組むための指針として、「食の安全・安心のための政策大綱」を公表しました。

この大綱の中で「トレーサビリティシステムの導入・普及」を推進するとしています。

政府は、BSE問題などを教訓として、国民の健康の保護を最優先としての食品の安全の確保に取り組むため、食品安全基本法を制定しました。また、食品安全委員会が設置され、同法に基づく新しい食品安全行政がスタートしました。

平成25年～平成27年 食品トレーサビリティ促進事業

フードチェーンに関わる幅広い食品事業者が食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面等の課題を解消し、その取組を着実に促進するため、取引品目や業種等の特性に応じた「実践的なマニュアル」を作成しています。

平成27年

農林水産省は、食品トレーサビリティの取組の拡大を推進しています。

食品トレーサビリティ制度

○我が国では、トレーサビリティ法の法律として、**牛トレサ法**、**米トレサ法**が制定されています。また、**食品衛生法**においては、食品全般の仕入元及び出荷・販売先等に係る記録の作成・保存（**基礎トレーサビリティ**）が食品事業者の**努力義務**として規定されています。

○EU、米国では食品全般の**基礎トレーサビリティ**が食品事業者に**義務付け**られています。

日本	EU	米国
<p>牛トレサ法：牛、牛肉</p> <p>牛一頭ごとを個体識別番号で管理。 牛肉販売の際に個体識別番号の表示・ 記録を義務付け</p>	<p>一般食品法：食品全般</p> <p>入荷元と出荷先を確認できることを義務付け</p>	<p>バイオテロ法：食品全般</p> <p>入荷元と出荷先の確認に必要な記録の作成・保存を義務付け</p>
<p>米トレサ法：米、米加工品</p> <p>入出荷記録の作成・保存、産地情報の伝達を義務付け</p>		
<p>食品衛生法：食品全般</p> <p>仕入元及び出荷・販売先等に係る記録の作成・保存（努力義務）</p>		

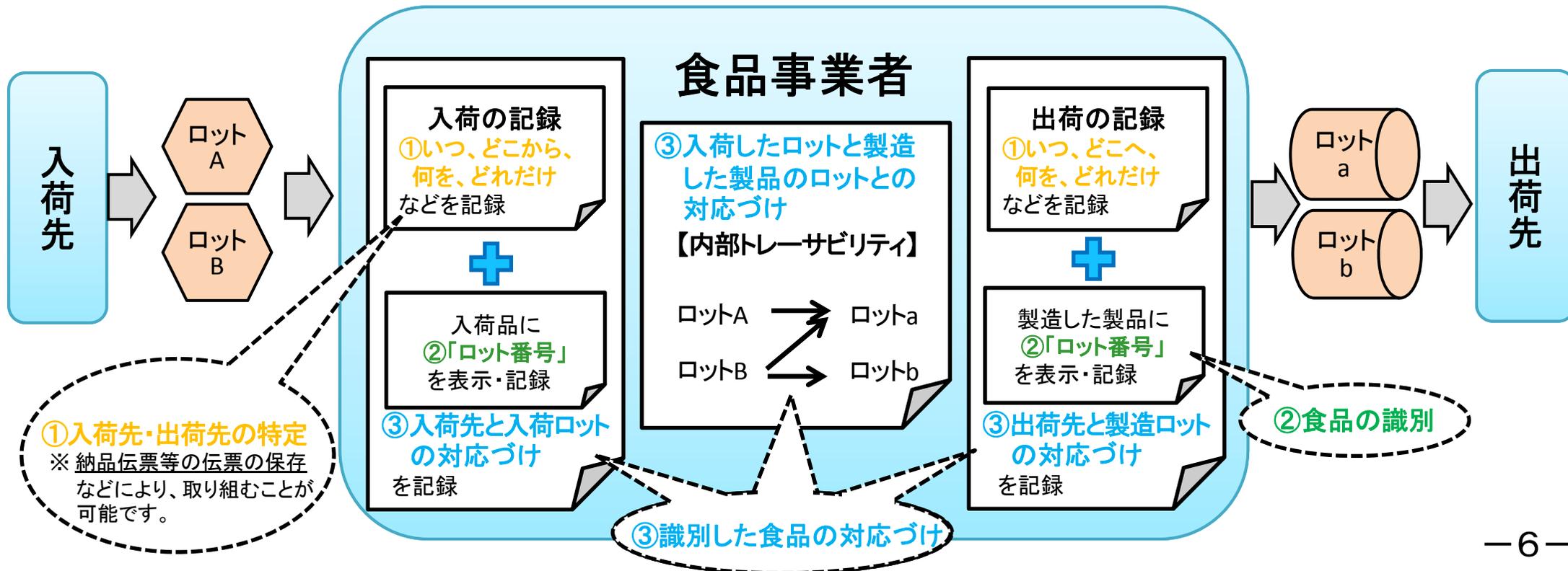
食品事業者の食品トレーサビリティの取組内容

○食品事業者による食品トレーサビリティの取組は業種や規模などで様々であり、食品事業者の状況に応じて段階的に進めて行くことが重要です。

○段階的な取組としては、以下の要素に分けられます。

- ①入荷先・出荷先の特定 : 「いつ、どこから(どこへ)、何を、どれだけ」の入荷・出荷の記録の作成・保存の基礎的な取組【基礎トレーサビリティ】。
- ②食品の識別 : 入荷品や製品に「ロット番号」を表示し、記録する取組。
- ③識別した食品の対応づけ : 「入荷先と入荷ロット」、「入荷ロットと製造ロット」【内部トレーサビリティ】、「出荷先と製造ロット」をそれぞれ対応づける記録の作成・保存の取組。

○なお、フードチェーンの各段階の事業者が連携して取り組む食品トレーサビリティの取組(「チェーントレーサビリティの取組」)もあります。



食品トレーサビリティの取組状況（流通加工業者）

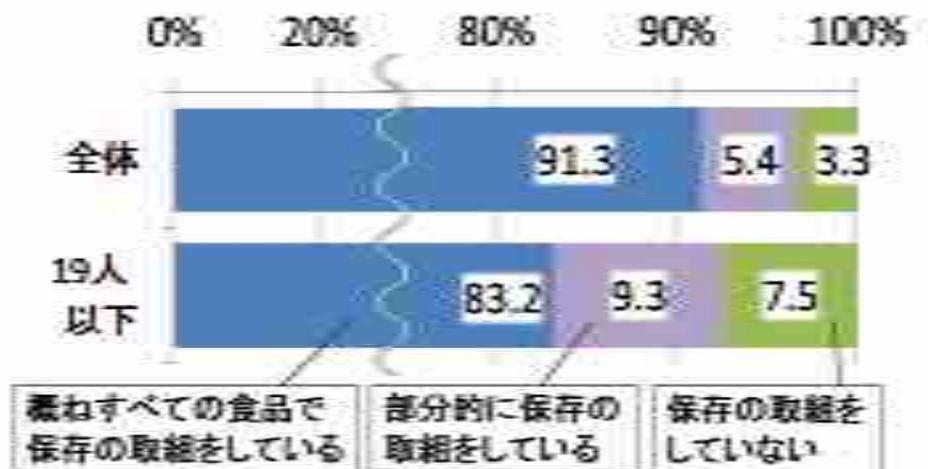
- 流通加工業者における食品トレーサビリティの取組率は、基礎トレーサビリティで9割程度、内部トレーサビリティで5割未満となっています。しかし、中小事業者にとっては取組率が低調となっています。

流通加工業者の現状と課題

※ 平成23年度食品トレーサビリティ導入準備委託事業報告書より

- 中小事業者を中心として、食品トレーサビリティに取り組む上でのノウハウ面等の課題を抱えている状況

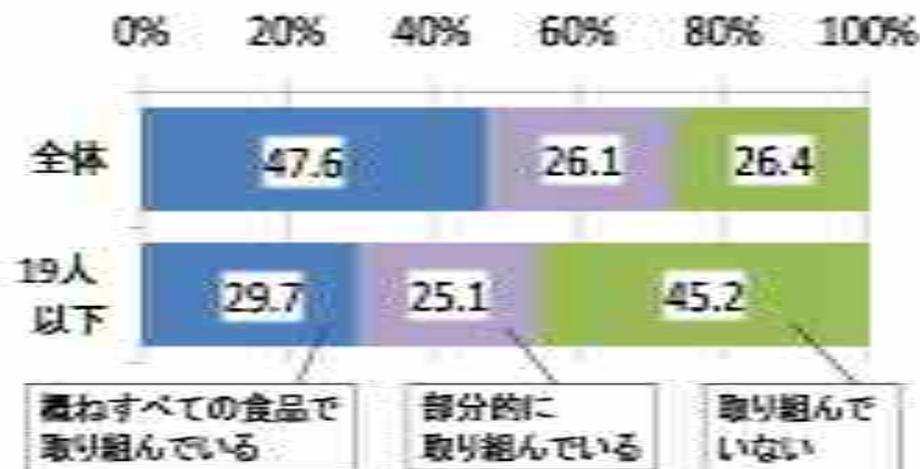
基礎トレーサビリティ(入荷記録の保存)の取組状況



課題

- ・ 入荷記録の保存には手間がかかる
- ・ 伝票類の保存スペースが不足
- ・ 伝票類のやりとりがない(現金取引)

内部トレーサビリティの取組状況



課題

- ・ 作業量が増加する
- ・ 新たな投資が必要になる
- ・ 何をすればよいか分からない

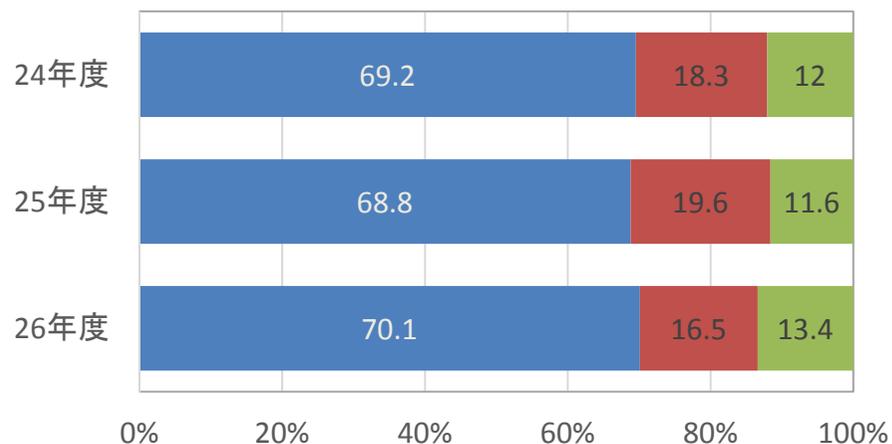
食品トレーサビリティの取組状況(生産者)

○ 生産者(農業者、漁業者)における食品トレーサビリティ(基礎トレーサビリティ)の取組率は、7割程度で横ばいとなっています。

生産者の現状

※ 統計部調べ。「農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査」より

農畜水産物の出荷記録の保存の取組状況



- 概ねすべての品目で保存の取組をしている
- 部分的に保存の取組をしている
- 保存の取組をしていない

「出荷の記録」を保存していない理由(複数回答) <26年度>

- 「出荷の記録」を保存する必要性が認められないため 40.1%
- 「出荷の記録」を保存するのは手間がかかるため 32.5%
- 伝票類のやりとりがなく、農畜水産物を出荷しているため 28.3%
- 伝票類の量が多く、それを保管する場所が確保できないため 12.8%
- その他 16.0%

〔その他の主な内訳〕

- ・ 農協・漁協への出荷であり、書類は農協・漁協で保存しているため
- ・ 直売のため出荷先の記録ができない
- ・ 金額については保存しているが、数量までは保存していない
- ・ 記録は保存しているが、整理ができていない

食品トレーサビリティの位置付け

○ 食品トレーサビリティについては、**食料・農業・農村基本計画**において**取組の拡大を推進すること**とされています。

○ 食料・農業・農村基本計画（抜粋）

（平成27年3月31日 閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（1）国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

（前略）さらに、引き続き米穀等のトレーサビリティ制度を適切に運用する。また、食品産業事業者等による、入荷品と出荷品の対応関係も含めて入出荷記録を作成し、保存する取組の拡大を推進する。

食品トレーサビリティーの取組の促進方策

- 食品トレーサビリティーの取組を着実に促進していくため、食品事業者の食品トレーサビリティーの取組を支援するとともに、地域段階における食品トレーサビリティーの普及を行っていくこととしています。

食品トレーサビリティー促進事業委託費 (平成25年度～27年度)

○ 事業内容

・実践的なマニュアルの作成

中小事業者を含む食品事業者の多種・多様な課題に対し、きめ細かくかつ直接的な解消策を提供するため、実際の事業者の事例を収集するとともに、取引品目や業態等の特性に応じた優良事例等を含む「実践的なマニュアル」を作成。

○ 委託先 民間団体等

○実践的なマニュアルの構成

総論

[理論編] (平成25年度)
○取組の意味や効果、用語の解説など

各論

[実践編]
○業種ごとの取組の進め方など

平成25年度：「製造・加工業編」「卸売業編」「小売業編」

平成26年度：「漁業編」「外食・中食業編」

平成27年度(作成中)：「農業編」「畜産業編」

取組手法編

○記録様式集など(各論を補完するもの)

消費・安全対策交付金 (平成22年度～31年度)

○ 事業内容

(1) 促進方策の検討等

協議会等の設置による促進体制の整備、促進方策の検討等の実施。

(2) 普及推進活動の実施

セミナー・講習会、先進事例研究会、フードチェーンを通じた実証試験等の普及推進活動の実施。

(3) 実態調査の実施

記録の作成・保存等の状況を確認するための実態調査等の実施。

○ 事業実施主体 都道府県、農業者・事業者団体等

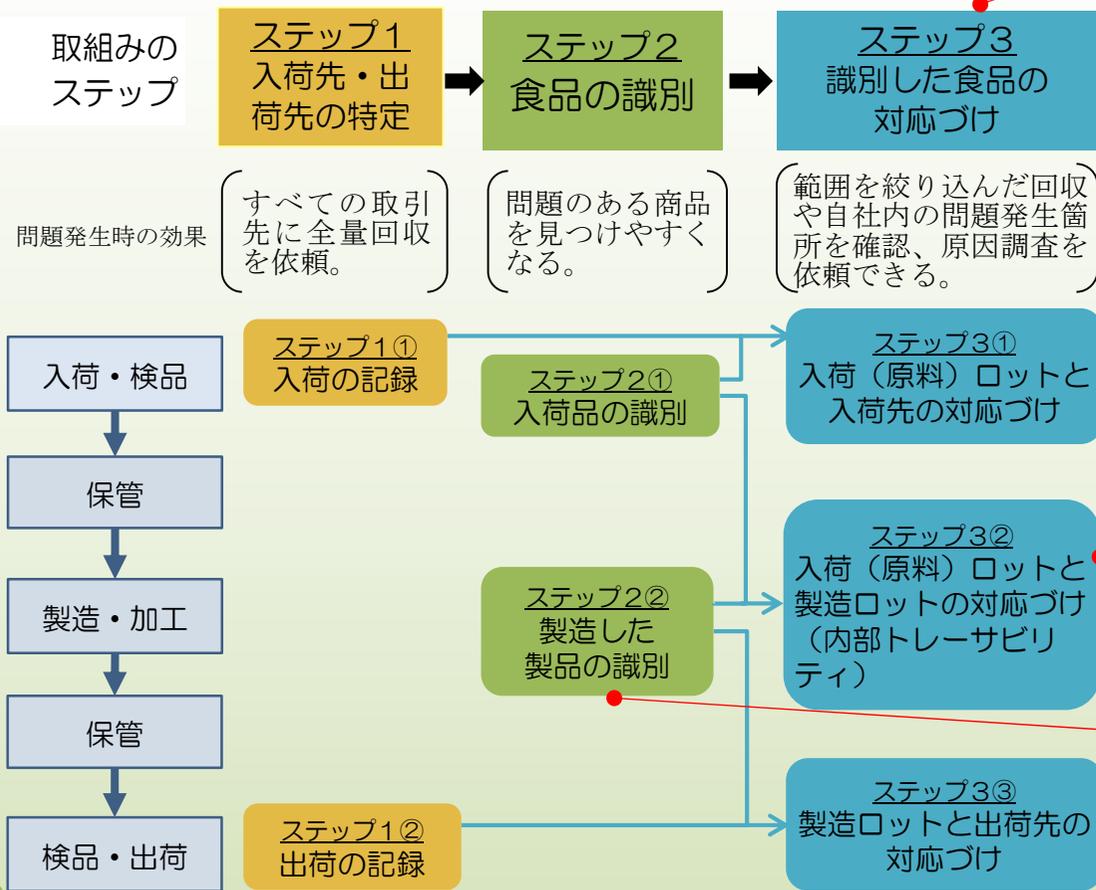
○ 交付率 1/2以内



食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」について

○「実践的なマニュアル」は、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとの取組みの進め方などをわかりやすく解説したマニュアルです。

○ステップの構成(例:製造・加工業編)



取組を徐々にステップアップできるように、3つのステップに整理

各取組要素が、どの工程で取り組むのかわかるよう図解

○取組要素の解説(ステップ①入荷の記録)

作業手順(例)

自社で記入する手間が要らない例です

○入荷の記録の作成

例：入荷先からの納品書を活用

納品書を受取先から入手

入荷品と納品書の内容が一致するか確認(照合)
(基本項目については照合がなくてもあわせて確認)

○入荷の記録の保存

例：納品書をファイルに綴じてロッカーに保存

各取組要素は、視覚的に理解できるよう図やイラストで解説

【**実践的なマニュアル**の特徴】 取組を **徐々にステップアップできる** よう、3つのステップに分けて解説
 中小事業者を主な対象とし、わかりやすいよう **図やイラストを多く掲載**
 業務の手順や記録様式を作成・管理する **管理者を読者として想定**

食品トレーサビリティ関係資料の紹介

○ 当省のホームページでは、食品トレーサビリティに関するパンフレットや実践的なマニュアルのほか、事業者向けの導入の手引きや、食品トレーサビリティに関する意識調査結果等を掲載しています。

パンフレット



実践的なマニュアル



総論

漁業、製造・加工業、卸売業、小売業、外食・中食業編

取組手法編

【ホームページアドレス】 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>

問い合わせ先:

地方農政局など

農林水産省
消費・安全局
消費者行政課
TEL:03-3502-5716
FAX:03-6744-1974

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	中国四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651	九州	九州農政局 消費生活課	096-211-9121
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0096	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672

食品安全とトレーサビリティ

東京海洋大学

小川 美香子

本日の内容

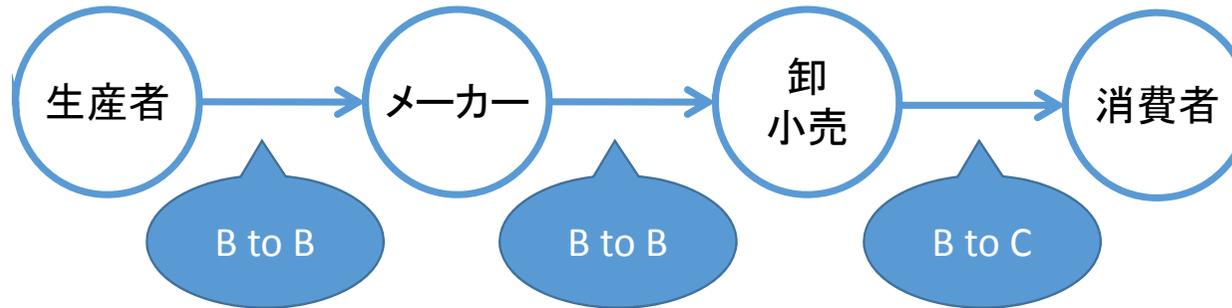
- なぜ、つながらなかったか
- 事例
- 考えておくべきこと

なぜ、
つながらなかつたか

Food Supply Chain の新たな局面

価値共創

- ・食の安全・安心を実現するための
企業間情報連携、消費者との関係構築



- ・製販連携: 商品規格情報
- ・個々のメーカーの負担感

- ・消費者が求める食品情報
- ・情報の届け方

- ・競争と協働
- ・標準化／相互運用性

- ・食品情報の価値
- ・購買行動、情報行動

- ・ ECR (消費者価値と製販の協働) 概念の限界
- ・ 消費者不在の既存の企業間連携が、変わりつつある？

トレーサビリティとは

生産、加工および流通の特定の**一つ又は複数の段階で、食品の移動を把握**できること。

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」
(平成19年3月改訂版)より

- Codex委員会総会(2004年6~7月)で合意された定義の訳
- 平成15年3月発行時の定義
 - 「生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること」

手引き p.10
ゼロわか p.4

“つながる”こと

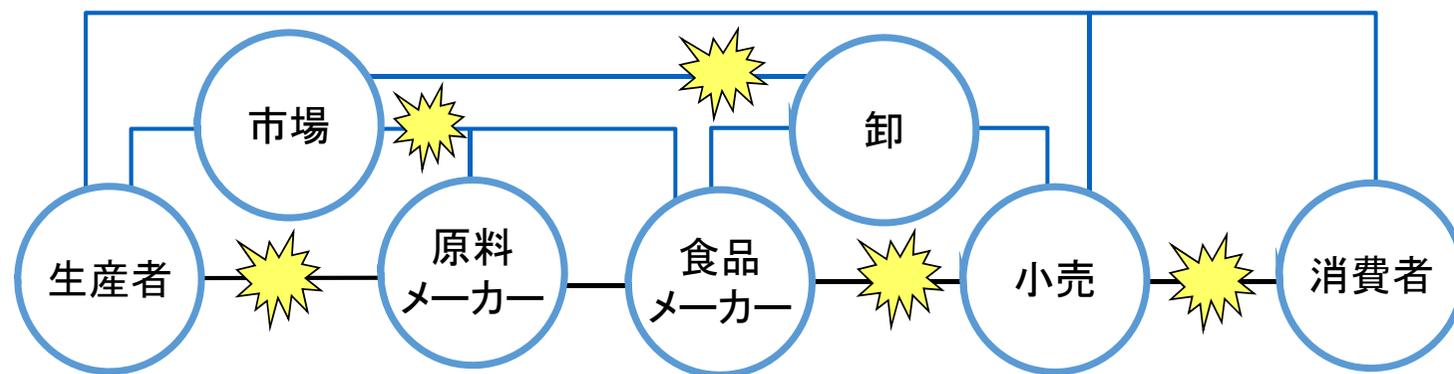
つながっているか？

- “途切れる”

複数の組織を経て広がるモノと
情報をつなげる難しさ

- **組織の壁**

- 生産者： 直販先や契約栽培先は判るが、市場経由は…
- 食品メーカー： 出荷先は判るが、その先は…
- 小売： 宅配客は判るが、レジの客は…



なぜ、つながらないか？

- “つなげる” ことが、かかえる矛盾
 - 相対立するもののバランスをどうとるか？
- 効率性、独立性とのバランス
 - 近代以降、社会的分業
 - 育てる人、運ぶ人、売る人、料理する人、食べる人
 - 専門化 = 効率性の追求
 - 独立性 = 組織のつながりを希薄化させて経済成長
- 分業の進化 ⇒ 複雑なフードサプライチェーン

なぜ、つながらないか？（つづき）

- 競争とのバランス
 - 少子高齢化社会 “胃袋産業”
 - 規制緩和等による参入障壁の低下 ⇒ 競争激化
 - 情報は隠したほうが合理的
 - 競争原理：情報は経営資源
 - 食の分野は模倣が容易
 - 生産プロセス、栽培・育成方法、配合（レシピ）情報は企業秘密
 - 差別化：“秘伝のタレ”の価値
- 情報開示するコストと責任
 - 開示した情報が間違っていた時のリスク
- 消費者への情報公開、企業間の情報連携は慎重に・・・

SCM 対立から協調へ

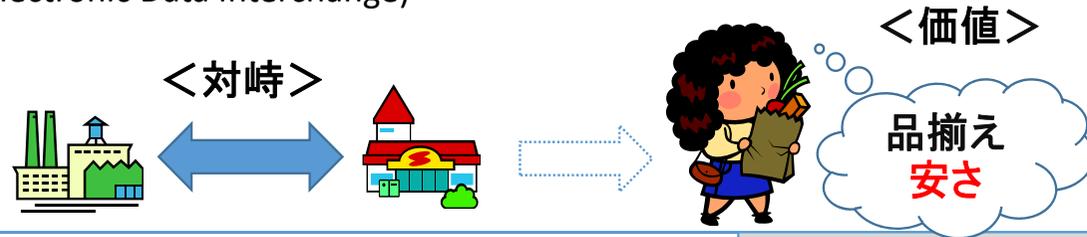
- 垂直的マーケティング・システム
- 売買関係の対立性
- 対立 (conflict) の統制・管理と協調 (partnership)

- 流通チャネル研究
 - 流通システムの構造変化
 - 製造業者から小売業者へのパワー・シフト問題
 - 企業間の協調を維持する要因

- 組織間関係論
 - 「系列」
 - 「信頼」に基づく「協調的取引関係」
 - 関係特殊資産・技能の存在、長期継続性、共同問題解決、組織間学習

製販情報連携の変遷

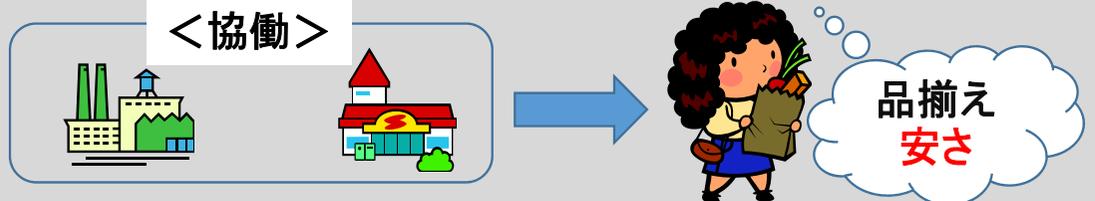
1970年代後半～ POS(Point of Sales)、EOS (Electronic Order System)
 1980年代 ～ EDI (Electronic Data Interchange)



1990年代～

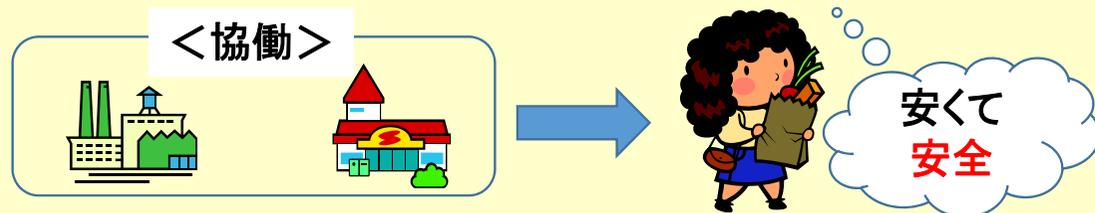
ECR(Efficient Consumer Response):
 消費者に、より**価値の高い商品**を届けるために、
 サプライチェーン全体の協力体制を目指す概念

流通の効率化、
 低コスト化、情報化



現在

商品情報の詳細化
 取引情報+品質情報



村越稔弘『ECRサプライチェーン革命』(1995)
 小林哲・南知恵子『流通・営業戦略』(2004)

つなげるために： 品質管理と情報公開

①社内の品質管理／情報管理

- 品質管理強化
- 意識改革、コンプライアンス

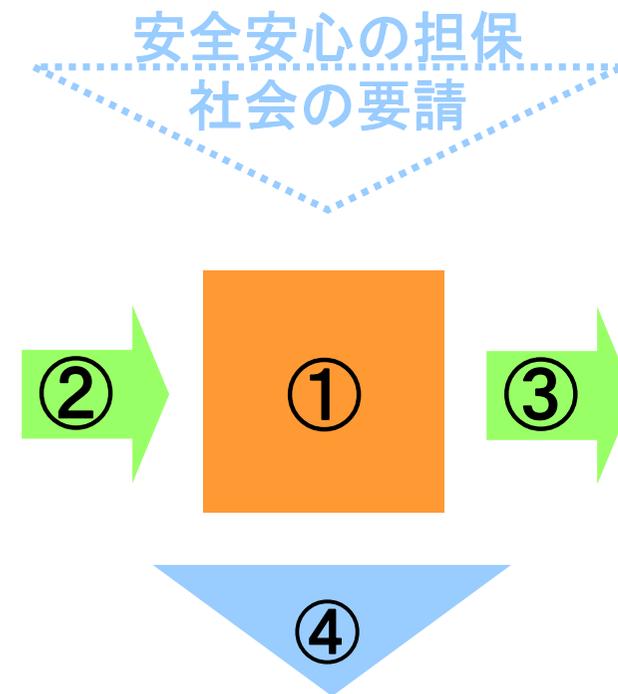
②調達先との連携

- 原材料管理
- 製品情報管理

③顧客との連携、情報開示

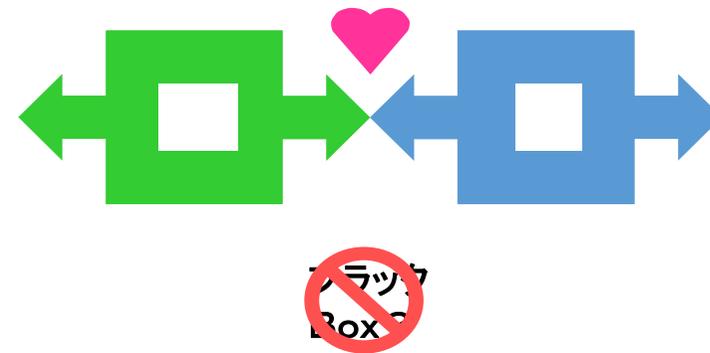
- 製品・配送管理
- 製品情報開示

④消費者への情報公開



つなげるために

- 取引先、競合他社との連携
 - 協働と競争
 - インターフェースを揃える
 - 標準化
- 消費者との信頼
- 情報を敢えて開示するアプローチ
 - 誰に何をどこまで見せるか？



- 橋本毅彦、『標準の哲学』、講談社、2002年.
- 藤本隆宏ら、『ビジネス・アーキテクチャー』、有斐閣、2001年.
- 浅羽茂、『競争と協力の戦略』、有斐閣、1995年
- 伊藤秀史、『日本の企業システム』、東京大学出版会、1996年.
- 水野学・小川進、「同業他社へのノウハウ公開の効果」、組織科学、Vol.38, No.1, pp66-78, 2004年.
- 國領二郎、『オープン・アーキテクチャ戦略』、ダイヤモンド社、1999年.

事例

水産物輸出倍増環境整備対策事業

- 農林水産物・食品の輸出倍増目標

- 2012年 4,500億円 うち水産物 1,700億円
- 2020年 1兆円規模 // 3,500億円

- 水産物の輸出の課題

- 加工場等の関連施設や水産物の取扱方法が輸出先国の衛生条件を満たすこと
- フードチェーン全体のHACCP対応
 - 市場におけるHACCP導入の基準作成、実務マニュアルの策定・普及

- 特にEU・HACCP水産加工施設

- 厚生労働省に加え、水産庁も認定主体となるよう所要の体制整備を進める

水産物輸出倍増環境整備対策事業

平成27年度概算要望額：2,387百万円

輸出向けHACCP対応施設の整備の推進、HACCPに基づく品質管理の研修等の実施及び生産海域等のモニタリングを支援するとともに、履歴情報システム構築、EU・HACCP認定指導・監視及び市場における実務マニュアルの策定を行うことで水産物の輸出を拡大。

＜水産物輸出の倍増に向けた抜本的体制強化＞

補助対象：

- ① HACCP対応施設の改修等支援
(水産加工・流通施設)
- ② HACCP認定加速化支援
(研修会・現地指導・指導員育成等)
- ③ 生産海域等モニタリング体制整備
(モニタリング経費)
- ④ 履歴情報システム構築
(マニュアル作成、検証、普及経費)
- ⑤ EU・HACCP認定施設指導・監視
(荷口検査・定期監視、指導ガイドライン等経費)
- ⑥ 市場の実務マニュアル策定
(マニュアル作成経費)

- 補助率： ①1/2以内
②定額、1/2以内
③1/2以内
④～⑥委託費

事業実施主体：民間団体等（公募）

交付先：国⇒事業実施主体



水産物輸出倍增環境整備対策事業 内容

- (1) HACCP対応施設の改修等支援
 - 輸出拡大を目指す水産加工業者等が行う輸出先国のHACCP基準を満たすための水産加工・流通施設や産地市場の改修整備に要する経費、または、新設に要する掛かり増し経費を助成する。
- (2) HACCP認定加速化支援
 - HACCP施設認定の加速化を図るため、HACCP認定に必要となる一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理に関する研修や現地指導、指導員の育成等に要する経費を助成する。
- (3) 生産海域等モニタリング体制整備
 - 輸出先国が求める二枚貝の生産海域のモニタリングや医薬品の残留検査等に要する経費を助成する。
- (4) EU・HACCP認定施設指導・監視
 - EU・HACCP認定施設における定期監視、輸出荷口検査を行うとともに、監視員に対する講習会等を行う。
- (5) 履歴情報システム構築
 - 輸出促進に当たり、国産水産物の安全・安心を充実するチェントレーサビリティの導入を図るため、HACCP対応の施設を経由した履歴情報の管理、提供するシステムの構築のためのマニュアル作成、普及啓発を行う。
- (6) 市場のEU・HACCP取得のための実務マニュアル策定
 - 大規模な産地市場において、陸揚げから搬出に至る工程について、魚種や漁業種類等のタイプ別の衛生管理ケーススタディを実施し、実務マニュアルを策定する。

水産庁の履歴情報システム構築事業

「平成27年度水産物輸出倍増環境整備対策事業のうち

履歴情報システム構築事業」

• 背景

- 米国やEUでは、トレーサビリティの導入が法令等で求められている
- 水産物の輸出拡大 = トレーサビリティのシステムの適切な整備
- 食品事故等の問題発生時の速やかな生産・流通履歴の遡及・追跡、円滑な原因究明や商品回収

• 目的

我が国水産物の輸出拡大を実現するための…

- サプライチェーン全体を対象に水産物トレーサビリティのマニュアル作成
- マニュアルに沿ったトレーサビリティの導入促進

水産庁の事業 マニュアルの概要

- 対象 養殖水産物関係者

- 資料

- 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」(農林水産省)
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#4>

- 「ステップ3」の内容がベース

- 養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン
<http://fmric.or.jp/trace/ffish/index.htm>

- 貝類(カキ・ホタテ)のトレーサビリティシステムガイドライン
<http://fmric.or.jp/trace/shell/index.htm>

- 水産物のトレーサビリティに関して地方公共団体や関係団体が策定している指針、ガイドライン等

水産庁の事業 マニュアルの概要(つづき)

• 留意点

- 本事業における養殖水産物
- 養殖水産物関係者が、自らが関連する項目を速やかに参照できる項目立て
- 主要輸出先国の法令等で定められたトレーサビリティにかかる要件の反映
 - 海洋管理協議会(MSC)、水産養殖管理協議会(ASC)等の要件も可能な限り反映
- 可能な限り多くの流通経路、製品形態等をカバー
- ロットの定義、ロット番号の付与及び消費者への情報提供方法(表示等)に関する共通ルールを提示
- 分かりやすさ(文字を大きく、図を多く、等)

水産庁の事業 現地調査

- 対象
 - 複数の地域 or サプライチェーン全体にまたがるもの
- 収集情報
 - 流通経路、流通時の製品形態等のパターン
 - トレーサビリティの実施事例(ロット定義、情報の記録、情報の伝達等)
 - 取引先等からの問い合わせ及び対応事例
 - トレーサビリティに関連する情報システム

考えておくべきこと

トレーサビリティとプライバシー

RFIDの利用

なぜプライバシー問題になるのか？

- ヒトの行動が可視化する

- 識別: 個品、個人の識別
- 無線: 不知・不識のうちに
- ネットワーク: 情報の連結が容易

- 可視化

- メリット ⇒ 効率化、アカウントビリティの高まり
- デメリット ⇒ プライバシー問題

- 新しい技術の普及と社会

- 技術革新によって、新たな社会的な課題を生む可能性
- 技術の組み合わせ (ex. RFID + センシング技術 + ネットワーク)
- 新しいビジネスモデル、社会モデル



RFIDをめぐるプライバシー問題

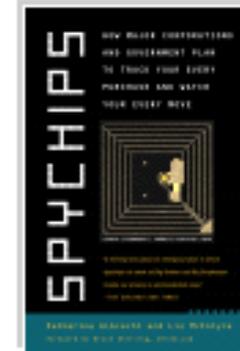
- RFID普及は欧米流通が牽引
 - ウォルマート(米国)、メトロ(ドイツ)
 - サプライチェーンの効率化



- CASPIANの反対運動

- Consumers Against Supermarket Privacy Invasion and Numbering
- 米国の消費者保護団体
- “スパイチップ” <http://www.spychips.com/>

- EPC Global のGuidelines on EPC for Consumer Products
 - Notice、Choice、Control、Education



RFIDとプライバシー 企業の対応

- RFIDの持つ**識別性**:個人情報保護法に抵触する可能性
- 「電子タグに対するプライバシー保護ガイドライン」(2004年6月)
 - 総務省・経済産業省
 - 電子タグ全般が対象 ⇒ 全般的・包括的記述にとどまる
 - 情報項目による区別がない
 - RFIDシステムが導入される分野・運用条件による区別などが不明確
- RFIDシステムを導入する企業は、個別の案件ごとに、**ガイドラインに準拠した具体的な施策の検討と、継続的な見直しが必要**

ICTと社会

- 社会=システム → 企業=サブシステム
- 社会の規範(norm)や価値(value)
- ICTの利用 → 社会の変容(transform)
 - コンピュータの革命的特徴は、その論理的順応性(logical malleability)である (J.H.Moor, 1985)
- どう利用すべきか？
- ポリシーの空白(policy vacuum)
- 権利の侵害や価値の対立 = 倫理問題

どんな目的にも
利用可能！



ICTと社会

どうすればよいか？

ex. 倫理規定
情報倫理綱領
プライバシーポリシー

- 社会的コンテキストの理解 (Johnson, 2001)
- トップマネジメントの積極的関与(commitment)
- ケイパビリティ(組織能力, capability)の獲得
- 企業の社会的責任(CSR)を果たす要件
 - 倫理問題への**敏感さ** sensitivity
 - 正当性の**説明**(説明責任) accountability
 - 正当性が主張できる行動選択
 - 理性的な**対話**(**合意形成**)



プライバシー

- “プライバシー”の扱いにくさ
 - 時代とともに変遷
 - 社会・文化による差
 - 個人差
 - TPOによる差



- 対処論的に捉えていては不十分～**変化を前提とする施策**
 - そもそもプライバシーとはどのような概念か？
 - 個人情報(保護法)とプライバシーの関係は？
- 法学的視点
 - 個人情報保護法に抵触するか否か(法解釈論)
 - コンプライアンス(法令順守)
- マーケティング的視点
 - どう売るか(マスマーケティング)
 - (従来の)消費者保護:企業と個人の対立関係が前提

プライバシーとは？ 概念の系譜



- 古典的プライバシー権
 - 公(マスメディア)に対する私の権利
 - 「ひとりで放っておいてもらう権利」(ウォーレン&ブランドイス 1890)
 - プライバシーの権利 = **自己決定権**
 - 米国外人工妊娠中絶の自由をめぐる議論



- 現代のプライバシー概念
 - 公(国家)に対する個の権利
 - **自己情報コントロール権** (情報プライバシー権、積極的プライバシー権)
 - 1965年「ナショナル・データセンター構想」の頓挫
 - 米国連邦内の機関が個人情報をコンピュータで集中管理する構想。
 - **データバンク社会**への危惧 (ウェスティン1967、ミラー1971)

プライバシーの保護 ≡ 個人情報の保護

世界各国で個人情報保護法の制定

監視社会論

- 監視を批判的に捉え、「透明化」によるプライバシーの侵害を良しとしない立場をとる場合が多い
- ⇔ 透明な社会を是とする議論(布林、田端)
- フーコーの監視論 (1975)
 - ベンサムのパノプティコン (一望監視施設) を引用
 - 「我々は一望監視社会に生きており、処罰の方式が肉体的なものから内面的馴致を伴うものへ変化した」
- ”surveillance society” (G.T.マルクス、1985)
 - 小説『1984年』(ジョージ・オーウェル、1949)
 - 映画 matrix
 - cf. ロボットはトモダチ 「鉄腕アトム」



ベンサム Panopticon

- 全てを (pan-) 見る (-opticon)
- 哲学者ジェレミ・ベンサム
 - イギリスの経済学者、哲学者、法学者
 - 功利主義者
 - 最大多数の最大幸福
 - 社会の幸福の極大化を見込むには犯罪者や貧困者層の幸福を底上げすることが肝要であるとの考え
- 少ない運営者で多数の収容者を監督する
 - 運営の経済性と収容者の福祉の両立
 - 収容者は職業選択の自由が与えられる
 - 犯罪者を自力で更生させるための教育・改造するためのシステム

監視社会論

- 最近の論点

- 監視主体の変遷: 国家から社会(企業)へ

	単一、巨大な主体	複数、小さな主体
公権力	ビッグ・ブラザー(国家)	リトル・ブラザー(小さな複数公的主体)※1
民間企業	ビッグ・シスター(企業)	リトル・シスター(複数企業)

参考) 他に、インターネット上の管理を意味する“ビッグ・ブラウザ”

※1 インターネットの普及で、万人が万人を監視することを指して使う場合もある

- 監視の民主化と分散化

- 情報技術の2面性

- 「監視・統制する機能」と「情報を共有し参加を促す機能」

- ビッグ・ブラザー不在の問題 (バーバー、1997)

日本における監視社会論



- 1980年代にパノプティコン論を輸入
- “監視社会”が1990年末以降に浸透
 - 通信傍受法、住基ネット(住民基本台帳ネットワーク法)問題
- 「コンピュータ・ネットワーク時代の監視対象は、単なる生身の人間ではなく、データ化された人間である」(小倉、2003)



日本におけるプライバシーの権利

- 日本国憲法に明文規定はない
 - [第13条\(個人の尊重\)](#)によって保障されると解されている。
- 1967年「宴のあと」事件
 - 日本では1967年「宴のあと」事件の際に、プライバシーという言葉が使われたことから注目され、[人格権](#)として認められるようになった。
- 「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」(堀部、1988)
 - 堀部政男『プライバシーと高度情報化社会』岩波新書、1988年

日本におけるプライバシーの権利

- 「宴の後」事件

- 1960年に新潮社より刊行された三島由紀夫の小説。
- ドナルド・キーンにより英訳: 英題“After the banquet”

- この事件によって、三島由紀夫が日本で最初のプライバシー侵害裁判の被告となった。

- 1961年3月15日

- 元外務大臣・東京都知事候補の有田八郎氏は、三島の『宴のあと』という小説が自分のプライバシーを侵すものであるとして、三島と出版社である新潮社を相手取り、慰謝料と謝罪広告を求める訴えを東京地方裁判所で起した。
- 裁判は、「表現の自由」と「私生活をみだりに明かされない権利」という論点で進められた。
- 1964年9月28日に東京地方裁判所で判決が出て、三島側は80万円の損害賠償の支払いを命じられた。この後、1965年に有田が死去し、有田の遺族と三島との間に和解が成立。

消費者保護 (Consumerism) を担う3主体

- 政府: 法・規制
- 企業: 競争と自主規制
- 消費者団体: 消費者意識の向上と選択の基盤となる情報提供
 - Assael, H., "Consumer Behavior", 1997

政府	<ul style="list-style-type: none"> • RFID e-JAPAN II のIT利活用方針(安心・安全な社会の構築) • 総務省／経産省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」 存在や読み取りの告知、利用しない選択肢、優位性・リスクの告知、 利用目的の限定・告知、個人情報の漏洩・改ざんの防止、など • 個人情報保護法の施行 	2003.7 2004.6 2005.4
企業	<ul style="list-style-type: none"> • EPC Global のGuidelines on EPC for Consumer Products Notice、Choice、Control、Education • 電子商取引推進協議会 (ECOM) ワーキング • 各業界団体の活動 	2003.11 2003.11
消費者 団体	<ul style="list-style-type: none"> • 米国CASPIANの反対運動 Policy Statement (MIT Privacy Workshopで発表) • 日本では顕著なプライバシー保護活動、RFID反対運動などはない 	2003.11

CASPIAN Position Statement

Consumers Against Supermarket Privacy Invasion and Numbering (CASPIAN)

- 消費者に対する**5つの脅威**
 - タグの存在が**告知されない**
 - 個品が**特定される**
 - 様々なデータを**統合・集約**される
 - **リーダ**の存在が告知されない
 - 個人が**トラッキング・プロファイリング**される
- RFIDを利用して**良い3つの条件**
 - **薬品**のトラッキング
 - 製造から調剤にいたるまで、偽造防止の観点から
 - **製品**のトラッキング
 - 製造から店舗まで、盗難防止、店舗管理等の観点から
 - **有害物質**の検知
 - 埋め立て廃棄物での利用、単品管理は認めない
- **禁止すべき事項**
 - 購入した商品に動作可能または休止状態のタグの受け入れを消費者に**強要**すること
 - リーダおよびタグ、消費者の所有する休止状態のタグを**検出**する行為を**阻害**すること
 - データの対象となる消費者に対する、十分に明示された説明なしに、個人を**追跡**すること、衣服や携帯物などを介した**間接的**な追跡も不適切
 - 現状より**匿名性**を損なう目的での利用、貨幣に埋め込んでの利用など

消費者の権利

- 1962年 J.F.ケネディ
 - 『消費者の利益保護に関する大統領教書』
- 消費者の4つの権利
 - 安全が守られる権利
 - 選択の権利
 - 知る権利
 - 知らされる権利
- 不満の声が記録される権利
(1969年 ニクソン大統領)
- 消費者教育を受ける権利
(1975年 フォード大統領)

消費者の権利

- 国際消費者機構(CI)
- **消費者基本法**(2004年6月改正)



参考:CIより

<消費者の8つの権利>

- 消費生活における基本的な需要が満たされる権利 (Basic Needs)
- 健全な生活環境が確保される権利 (Healthy Environment)
- 安全が確保される権利 (Safety)
- 選択の機会が確保される権利 (Choice)
- 必要な情報が提供される権利 (Information)
- 消費者教育の機会が提供される権利 (Consumer Education)
- 意見が政策に反映される権利 (Representation)
- 適切かつ迅速に救済される権利 (Redress)

<消費者の5つの責務>

- 批判的意識 (Critical Awareness)
- 自己主張と行動 (Action)
- 社会的関心 (Social Concern)
- 環境への自覚 (Environmental Awareness)
- 連帯 (Solidarity)

個人情報とプライバシー



出所: 新保史生「プライバシーの権利」山本順一編『憲法入門』勉誠出版(2003)p.50



おしまい

mogawa@kaiyodai.ac.jp

FCP 消費者対応勉強会

第5回 製品安全と食品安全 議事概要

日時：平成27年12月3日(木)14:00～17:30

場所：中央合同庁舎4号館12階1219-1221会議室

参加者：33事業者・団体 計39名

議事次第：

1. 開会挨拶
2. 本日の進め方
3. 「食品のリスクアセスメント ～製品のリスクの見える化（R-Map）を食品に活用する～」
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 参事官 長田 敏 様
4. 「HACCPとマネジメントシステムを通じた食品安全 ～ISO22000の考え方について～」
東京海洋大学 大学院 海洋科学技術研究科 教授 湯川剛一郎 様
5. グループディスカッション
論点説明・ディスカッション・発表
6. 事務局連絡

議事概要：

<第5回消費者対応勉強会について>

第5回目の消費者対応勉強会では、「製品安全と食品安全」として以下の2名の講師より講演していただいた。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 参事官 長田 敏 様
東京海洋大学 大学院 海洋科学技術研究科 教授 湯川剛一郎 様

講演の後、

○製品安全の考え方は食品安全を考える上でどのようなところが参考になるか？

- ・製品安全と食品安全の共通点や異なる点について
- ・リコールの考え方の違いについて

という論点で参加者に議論していただき、グループ毎に発表を行った。以下は、項目別の意見。

【製品安全の考え方が参考になる点】

- ・本日のNITEの講演内容は、食品を扱っている人間からするとそんなの出来て当たり前で、網羅的にすべてをやっていくと、とてもお客様の要求していることをこなせないし、重点してやっていくかねばならない。(A班)
- ・R-Mapは各企業でそれなりに取り組んでいるのではないか。危害分析を行う中でCCPを設定することで、それぞれの食品企業はコンパクトには分析できている。(G班)
- ・R-Mapのように詳細に分析するのは、勘の対応ではなく知見を整理しながら活用できる。その意味ではクレーム対応の中で重要性の高い案件に適用していく。(G班)
- ・頻度が低くて重要性が高くないC領域でも、食品では全く対応しないと言うわけにはいかない。

健康影響だけでは無い品質に対するクレームにも対応しなければならない。(G 班)

- ・健康危害で無くても品質面で **R-Map** を活用していくことは出来るのではないか。(G 班)
- ・食品ではレトルト食品をレンジには入れないなど、お客様がどんな行動をとるのか予測するのもよい活用になるのではないか。(G 班)

【製品安全と食品安全の共通点や異なる点】

- ・お客様に対しては量的判断ではなく、質的判断が食品業界としてはとても大切、コモディティに大量に出る商品と、年に数個しか売れない商品とでは当然対応は変わってくる。(A 班)
- ・食品を開発していなかった化学会社では、昔は **R-Map** を使っていた。しかし、食品事業を始めるとこれでは追いつかない、お客様の要求の質に重点を置き、昨年からの異物混入では企業姿勢が問われるようになってきた。**R-Map** でやっているのはスピードが追いつかない。何を重点としてスピードで対応するかが重要となっている。(A 班)
- ・そもそも食品は製品であることから、大きな点では共通すると思う。異なる点にフォーカスした。他の製品と異なり食品は、食べたら無くなる。また、体内に入れることが大きく異なる。(B 班)
- ・食品は体に入る特徴が有り、他の製品と異なり高度な安心感が求められる。その許容範囲が人によって異なる。(E 班)
- ・**R-Map** で整理できるのは「安全」であり、「安心」は軸が悩ましい。検討課題である。(E 班)

【リコールの考え方の違い】

- ・体内に入れることからリコールの考え方が違う。社会的な許容範囲が狭く、厳しく見られる。(B 班)
- ・こんなことでもリコールするのか、と思われるが、消費者起点で考えたい。普通の製品とは異なるのである。(B 班)
- ・そもそもリコールを含めて、消費者の意識が安全だから **OK** というレベルではない。安全であることは当然で、それ以外も求められる。(C 班)
- ・食品以外だとリコールは安全性に問題があるとき実施されるが、食品では安全だが回収を行う場合があり、時々社告を見かける。(C 班)
- ・行政のガイドラインが食品では無いのではないか。食品以外はガイドラインがあり、企業も線引きがはっきりしている。食品企業はあいまいなまま対応せざるを得ない。(C 班)
- ・企業は回収しなければ誠意が無いと見られることがあり、企業姿勢の一つとして回収が行われている。(C 班)
- ・食品安全は他の製品と比べて消費者に与える影響が大きい。回収の基準や範囲をどうしたらよいか。回収後の企業の姿勢や対応は。マスコミ対応はどうしたらよいか。重篤性と拡散性が基準になる。(F 班)
- ・安全だが回収という品質に対するクレームもある。どう取り組むのか結論は出ていない。(F 班)
- ・経営者がひな壇に上がって頭を下げている映像が時々出るが、何かあったら企業はまず頭を下げる。TV に対する対応は社内であらかじめ対応を決めておく。(F 班)

- ・ 社会に対しては、情報の開示をしっかりする。嘘は言わない。情報開示を遅らせない。(F班)

フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）

第5回消費者対応勉強会

製品安全と食品安全

議事次第

日 時：平成27年12月3日（木） 14:00～17:30

場 所：中央合同庁舎4号館12階 第1219-1221会議室

議事次第

1. 開会挨拶
2. 本日の進め方
3. 「食品のリスクアセスメント ～製品のリスクの見える化（R-Map）を食品に活用する～」
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 参事官 長田 敏 様
4. 「HACCP とマネジメントシステムを通じた食品安全 ～ISO22000 の考え方について～」
東京海洋大学 大学院 海洋科学技術研究科 教授 湯川剛一郎 様
5. グループディスカッション・論点説明・ディスカッション・発表
6. 事務局連絡

配布資料

- 資料1：第5回FCP消費者対応勉強会 次第（本紙）
資料2：第5回FCP消費者対応勉強会 参加名簿
資料3：長田様資料
資料4：湯川様資料

平成27年度 「消費者対応勉強会」 第5回 参加者名簿(33社 39名参加)

No.	企業名	No.	企業名
1	ITマネジメントセンター	26	株式会社日清製粉グループ本社
2	株式会社浅野屋	27	日本ピュアフード株式会社
3	味の素株式会社	28	株式会社日本アクセス
4	味の素株式会社	29	一般財団法人日本規格協会
5	一般財団法人ALFAE	30	日本水産株式会社
6	伊藤忠商事株式会社	31	株式会社阪急クオリティサポート
7	伊藤忠商事株式会社	32	B S I ジャパン
8	伊藤ハム株式会社	33	株式会社ミツカンパートナーズ
9	一般社団法人インターナショナル・バリューマネジメント協会	34	モーションマインド
10	花王株式会社	35	株式会社モスフードサービス
11	花王株式会社	36	株式会社モスフードサービス
12	株式会社カシヨ	37	有限会社本山フードビジネス研究所
13	一般社団法人国際バイオマスセンター	38	山芳製菓株式会社
14	特定非営利活動法人サニテーション・デザイナー協会	39	菱熱工業株式会社
15	株式会社ジェイワンフーズ	40	
16	株式会社水産流通	41	
17	株式会社タカキフードサービスパートナーズ	42	
18	株式会社高島屋	43	
19	株式会社中央微生物検査所	44	
20	株式会社中央微生物検査所	45	
21	合同会社TFMHY研究所	46	
22	株式会社ディリーはやしや	47	
23	株式会社テクノファ	48	
24	株式会社ニーズ	49	
25	株式会社日清製粉グループ本社	50	